

土のうステーションの設置について

町では、台風等による浸水被害の軽減を目的に、役場北側に土のうステーションを設置しました。

土のうステーションには、砂と必要な資機材を配備しています。

土のうの支給を希望される方には、防災課にて土のう袋をお渡ししますので、ご自身で土のうを作製し、お持ち帰りください。

これからの季節は台風や大雨が予想されますので、早めの備えを行い、被害の軽減に努めましょう。

支給手順

- 1 防災課に「土のう支給申請書」を提出
- 2 防災課にて土のう袋を支給
- 3 申請者自身が土のうステーションで土のうを作製し、運搬する

支給要件

- 1 浸水被害の軽減以外の目的で使用しないこと
- 2 土のうは、申請者自らが作製し、運搬すること
- 3 支給された土のうの管理及び処分は、申請者が行うこと
- 4 1回の申請につき、1世帯20袋を上限とする
- 5 土のう作製時を含め、町が支給する土のうに関する事故や苦情に対して、町は一切の責任を負わない

土のうステーションの位置

